別表第９の３（第17条の２関係）

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿

［略］

［表略］

［注１　略］

２　「地域名」と記載されている箇所には、当該第一種適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。

［３　略］

別表第９の４（第17条の２関係）

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号ロに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号ハに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号ロに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号ハに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率
廃棄物処理費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率

別表第９の３（第17条の２関係）

適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿

［同左］

［表同左］

［注１　同左］

２　「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。

［３　同左］

別表第９の４（第17条の２関係）

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号ロに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号ハに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号ロに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号ハに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
廃棄物処理費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率